

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名             |
|-------|------------------|
| 3     | 地方税法関連事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白山市は、地方税法関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

事務の一部を外部委託しているが、業者選定の際には業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に明記し、万全を期している。

## 評価実施機関名

白山市長

## 公表日

令和5年1月5日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |   |
|--------------------------|--|---|
| ①事務の名称                   | 地方税法関連事務   |   |
| ②事務の概要                   | <p>[事務全体の概要]<br/>当該事務は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務である。</p> <p>[特定個人情報ファイルを使用して実施する事務]<br/>1 賦課事務<br/>① 申告・届出受付事務<br/>② 課税決定事務<br/>③ 納税通知書等発送事務</p> <p>2 徴収事務<br/>① 収納、還付、充当等の収納管理<br/>② 滞納状況の調査照会<br/>③ 滞納者の財産調査照会及び実態調査照会<br/>④ 納付書等の返戻時の調査</p> |   |
| ③システムの名称                 | 地方税システム(収納・滞納整理システム含む)、確定申告システム、結合宛名システム、中間サーバー  |   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |   |
| 税情報ファイル                  |  |   |
| 3. 個人番号の利用               |  |   |
| 法令上の根拠                   | ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(16の項)   |   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |   |
| ②法令上の根拠                  | (情報照会の根拠)<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(27の項)   | (情報提供の根拠)<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |   |
| ①部署                      | 総務部 納税課・市民税課・資産税課、健康福祉部 保険年金課  |   |
| ②所属長の役職名                 | 課長   |   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |   |
|                          |  |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |   |
| 請求先                      | 白山市総務部総務課<br>〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地<br>電話番号 076-274-9510   |   |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
|--------------------------|---|
| 連絡先                      | 白山市総務部納税課<br>白山市総務部市民税課<br>白山市総務部資産税課<br>白山市健康福祉部保険年金課<br>〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地<br>電話番号 納税課 076-274-9504<br>市民税課 076-274-9514<br>資産税課 076-274-9524<br>保険年金課 076-274-9521 |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 10万人以上30万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年11月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]<br><選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年11月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]<br><選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果                  |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                   |  |  |
|---|--|--|
| [ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]                                    |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                           |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                               | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)         |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去   |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                             | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査   |  |  |
| 実施の有無   | [ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発   |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明      |
|------------|-------------------|---|---|------|----------------|
| 平成28年7月25日 | I<br>5<br>②所属長    | 納税課長 中江 秀久<br>市民税課長 瀬川 由博<br>資産税課長 松田 栄司<br>保険年金課長 森 裕志   | 納税課長 松本 昭一<br>市民税課長 川畑 浩<br>資産税課長 中村 雅俊<br>保険年金課長 黒田 治伸   | 事後   | 事前通知事項に当たらないため |
| 平成29年4月1日  | I<br>3<br>法令上の根拠  | <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の16の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(16の項)</li> </ul>  | 事後   | 事前通知事項に当たらないため |
| 平成29年4月1日  | I<br>4<br>②法令上の根拠 | <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二の27の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条</li> </ul> <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条及び第59条</li> </ul> | <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(27の項)</li> </ul> <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</li> </ul> | 事後   | 事前通知事項に当たらないため |

| 変更日       | 項目                    | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明      |
|-----------|-----------------------|--|---|------|----------------|
| 平成29年4月1日 | I<br>5<br>②所属長        | 納税課長 松本 昭一<br>市民税課長 川畑 浩<br>資産税課長 中村 雅俊<br>保険年金課長 黒田 治伸  | 納税課長 堀 修一<br>市民税課長 川畑 浩<br>資産税課長 中村 雅俊<br>保険年金課長 黒田 治伸  | 事後   | 事前通知事項に当たらないため |
| 平成30年4月1日 | I<br>5<br>②所属長        | 納税課長 堀 修一<br>市民税課長 川畑 浩<br>資産税課長 中村 雅俊<br>保険年金課長 黒田 治伸   | 納税課長 北 芳徳<br>市民税課長 清水 一規<br>資産税課長 中村 雅俊<br>保険年金課長 黒田 治伸   | 事後   | 事前通知事項に当たらないため |
| 令和1年6月27日 | I<br>5<br>②所属長の役職名    | 納税課長 北 芳徳<br>市民税課長 清水 一規<br>資産税課長 中村 雅俊<br>保険年金課長 黒田 治伸  | 課長  | 事後   | 重要な変更項目でないため   |
| 令和1年6月27日 | IV リスク対策              | —  | 新設  | 事後   | 事前通知事項に当たらないため |
| 令和5年1月5日  | I<br>1<br>②事務の概要<br>2 | 2 徴収事務<br>① 収滞納状況の調査照会<br>② 滞納者の財産調査照会及び実態調査照会<br>③ 納付書等の返戻時の調査  | 2 徴収事務<br>① 収納、還付、充当等の収納管理<br>② 滞納状況の調査照会<br>③ 滞納者の財産調査照会及び実態調査照会<br>④ 納付書等の返戻時の調査  | 事後   | 事前通知事項に当たらないため |
| 令和5年1月5日  | I<br>4<br>②法令上の根拠     | (情報照会の根拠)<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(27の項)<br><br>(情報提供の根拠)<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) | (情報照会の根拠)<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(27の項)<br><br>(情報提供の根拠)<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) | 事後   | 事前通知事項に当たらないため |